

再審の現在

－大崎事件第三次再審請求で問われるもの－

中 島 宏

1. はじめに

2015年7月8日、いわゆる大崎事件の第三次再審請求が鹿児島地方裁判所に申し立てられた。大崎事件は、わが国の刑事裁判における事実認定の問題点や、再審請求における理論上および実務上の問題点のほとんどを含んだ事案であり、その検討は、この事件における2人の請求人の救済に止まらず、刑事訴訟や再審のあり方を論じることにつながる。本稿では、大崎事件第三次再審請求申し立てに寄せて、再審に関する理論の状況と近年における再審事件の新たな動向を概観しつつ、大崎事件再審請求の到達点と課題を明らかにすることを試みる。

なお、本稿は、申立て当日に、鹿児島市立中央公民館において日本弁護士連合会および鹿児島県弁護士会により開催された「大崎事件第三次再審請求報告集会」での基調講演を再構成したものである。

2. 大崎事件とは何か

大崎事件とは、1979年10月15日、鹿児島県大崎町において、原口アヤ子氏の義弟である被害者が牛小屋の堆肥の中から遺体で発見された事件である。被害者の長兄で原口アヤ子氏の当時の夫であったA氏、被害者の次兄であるB氏が任意同行され、殺人・死体遺棄を自白したため逮捕された。その後、自白内容が変遷したことにより、殺人についてはA氏、B氏、原口アヤ子氏の3名による犯行、死体遺棄についてはこれにB氏の子であるC氏も加えた4名による犯行であるとして、4名が鹿児島地方裁判所に起訴された。本件においては、被告人らと犯人を結びつける客観的証拠は何も存在せず、検察官による犯人

性の立証は、A氏、B氏、C氏の自白によってのみ支えられていたが（原口アヤ子氏は一貫して犯行を否認）、1980年3月31日、鹿児島地方裁判所は、すべての被告人に有罪判決を言い渡した。A氏、B氏、C氏は控訴せずに服役した。原口アヤ子氏のみが控訴審、上告審まで争ったがいずれも上訴は棄却され、懲役10年の判決が確定した。原口アヤ子氏は、受刑中も犯行を認めなかったため、模範囚でありながら満期服役した。

1995年4月19日、原口アヤ子さんは、共犯者とされた3名を含むすべての者が無実であるとして、鹿児島地方裁判所に再審請求（第一次）を申し立てた。2002年3月26日、鹿児島地方裁判所は、被害者の死因に関する新たな法医学鑑定書を踏まえ、共犯者とされた3名の供述の信用性を再評価して否定し、再審開始を決定した^{*1}。ところが、2004年12月9日、福岡高等裁判所宮崎支部は、検察官からの即時抗告を認めて再審開始決定を取り消し^{*2}、2006年1月30日、これに対する請求人からの特別抗告を最高裁判所が棄却した^{*3}。

2010年8月30日、原口アヤ子氏は鹿児島地方裁判所に改めて再審請求（第二次）を申し立てた。また、2011年8月30日には、A氏の遺族も再審請求を申し立てた。第二次再審請求では、①「共犯者」の供述（その者にとっての自白）と遺体の状況が矛盾することを明らかにする法医学鑑定書、②「共犯者」の供述の信用性を弾劾する心理学者による供述心理分析鑑定書、③「共犯者」の知的障がいに関する精神科医の意見書、④犯行現場に敷かれていたカーペットの状況が「共犯者」の供述と矛盾することを示す再現実験結果報告書が新証拠として提出された。しかし、鹿児島地方裁判所は、2013年4月15日、再審請求を棄却する決定を出した^{*4}。さらに、2014年7月15日、福岡高等裁判所宮崎支部は即時抗告を棄却^{*5}、2014年2月2日に最高裁判所が特別抗告を棄却して^{*6}、不開始の判断が確定した。その後、前述のとおり第三次再審請求が申し立てられ、2015年11月現在、鹿児島地方裁判所に係属中である^{*7}。

*1 鹿児島地決平成14年3月26日判タ1207号259頁。

*2 福岡高宮崎支決平成16年12月9日判タ1210号86頁。

*3 最決平成18年1月30日判タ1210号84頁。

*4 鹿児島地決平成25年3月6日<LEX/DB25445527>。

*5 福岡高宮崎支決平成26年12月9日<LEX/DB25504376>。

*6 最決平成26年2月2日<LEX/DB25505606>。

*7 大崎事件の経過については、鴨志田祐美「大崎事件一つづら折りの事件史あるいは

3. 再審理論の現状

(1) 再審とは何か

現行法における再審は、刑事裁判で有罪判決が確定した後、被告人の利益のために裁判をやり直す制度である。被告人に不利益な方向での再審は認められない。このことは、わが国の再審が、確定判決と実体的真実との齟齬を是正して真相究明を推し進めるための制度ではなく、無実の人を救済するための人権保障の制度であることを意味している*8。

(2) 明白性の基準と判断方法

再審を開始するための要件は、刑事訴訟法435条に列挙されており、①確定判決の証拠が偽造または虚偽であった場合（1-5号）、②確定判決に関与した裁判官等に職務犯罪があった場合（7号）、③新たな証拠が発見された場合（6号）に分類することができる。このうち、①と②（＝ファルサ方式の再審事由）は、当該事実の存在が別の裁判の確定判決によって明らかにされなければならず、その有無が再審請求審において争われる余地は乏しい。多くの再審事件において問題となるのは、③（＝ノヴァ方式の再審事由）の存否である。すなわち、同条6号は、無罪等を認めるべき「明らかな証拠」を「あらたに発見したとき」再審を開始することができる」と規定しているため、同号にいう証拠の「新規性」と「明白性」の解釈こそが最も重要な争点となる。とりわけ、上記のうち「明白性」の内実をどのように理解し、どのような基準と方法で認定すべきかをめぐって激しい議論が展開されてきた。

明白性の基準について、古典的な考え方は、刑事裁判が事件に終局的なピリオドを打つものであることを重視し、「疑わしきは確定力の利益に」として、新証拠が確定判決を完全に覆す高い証明力を持つものでない限り「無罪を言

奮闘記」法学セミナー 689号41頁以下（2012年）、同「大崎事件第2次再審請求から見た刑事司法の課題」法学セミナー 719号7頁（2014年）。

*8 田宮裕「再審を考えるー白鳥事件・金森事件を契機にー」『刑事訴訟とデュー・プロセス』397頁（有斐閣、1972年）。

い渡すべきことが明らか」とはいえないとしていた^{*9}。これを転換したのが、いわゆる白鳥事件の最高裁決定（最決昭和50年5月20日刑集29巻5号177頁）である。同決定は、「再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである」と述べた。白鳥決定は、結論において再審請求を棄却するものであったが、最高裁はこれに続いて、財田川事件決定（最決昭和51年10月12日刑集30巻9号1673頁）においても同様の見解を示し、再審開始の結論を導いている。前述した現行法の下での再審の制度趣旨に照らしてみれば、「疑わしきは被告人の利益に」の原則の適用は、必然というべきである。

次に、明白性の判断方法について、かつては新証拠のみによって単独で無罪を言い渡すべきことを明らかにしなければならないとする考え方もあった（孤立評価説）^{*10}。しかし、白鳥決定は、「もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠を総合的に評価して判断すべき」だとした。すなわち、①新旧すべての証拠を合わせて合理的な疑いが生じるかどうかを判断すべきであり（総合評価説）、②その際、旧証拠の証明力について確定判決の評価を引き継ぐ必要はなく、新証拠との関係も踏まえて証明力を再評価することが許されることを明らかにしたのである。

白鳥・財田川決定は、①再審における「疑わしきは被告人の利益の原則」の適用、②新旧証拠の総合評価、③旧証拠の証明力の再評価を肯定することにより、再審が「開かずの扉」ではなく、無辜の救済する人権保障のための制度として活発に機能していくための理論的な筋道をつけた。その後の判例は、いずれも白鳥決定を引用して、その理論的な枠組みを用いながら明白性の判断を行っており、白鳥・財田川決定が示した上記の枠組みそのもの

*9 安倍治夫「再審理由としての証拠の新規性と明白性」『刑事訴訟法における均衡と調和』218頁（一粒社、1963年）、白井滋夫「再審」『総合判例研究叢書刑事訴訟法（14）』134頁（有斐閣、1963年）。

*10 たとえば、東京高決昭和32年3月12日高裁特報4巻6号123頁。

は、判例法理として揺るぎない地位にある。そして、死刑事件について再審が開始された財田川事件（上記最高裁決定による差戻し後、高松地決昭和54年6月6日刑月11巻6号700頁）、免田事件（福岡高決昭和54年9月27日高刑集32巻2号186頁）、松山事件（仙台地決昭和54年12月6日刑月11巻12号1632頁）、島田事件（静岡地決昭和61年5月29日判時1193号31頁）に象徴されるように、実際に再審が活性化していく動きにつながった。

（3）総合評価のあり方をめぐる議論

白鳥・財田川決定によって活性化の道を歩むかに見えた再審であったが、1990年代以降、再審が開始される事件は急速に減少し、請求を棄却する例が相次ぐことになる。たとえば、①布川事件第一次請求（水戸地土浦支決昭和62年3月31日〈LEX/DB25480395〉）、東京高決昭和63年2月22日〈LEX/DB25480396〉〔即時抗告審〕、最決平成4年9月9日〈LEX/DB25352731〉〔特別抗告審〕、②狭山事件第二次請求（東京高決平成11年7月8日、東京高決平成14年1月24日〔異議審〕、最決平成17年3月16日〈LEX/DB28105114〉〔特別抗告審〕）、③名張事件第五次請求（名古屋高決昭和63年12月14日判タ834号253頁、名古屋高決平成5年3月31日判タ834号228頁〔異議審〕、最決平成9年1月28日刑集51巻1号1頁〔特別抗告〕）、④名張事件六次請求（名古屋高決平成10年10月8日〈LEX/DB2550295〉、名古屋高決平成11年9月10日〈LEX/DB25500296〉〔異議審〕、最決平成14年4月8日判時1781号160頁〔特別抗告〕）、⑤袴田事件第一次請求（静岡地決平成6年8月8日判時1522号40頁、東京高決平成16年8月27日判時1879号3頁〔即時抗告審〕、最決平成20年3月24日〈LEX/DB28145243〉〔特別抗告審〕）、そして再審開始決定が取り消された事例である⑥日産サニー事件（仙台高決平成7年5月10日判時報541号52頁、最決平成11年3月9日〈LEX/DB25352517〉〔特別抗告審〕）、⑦大崎事件第一次請求（福岡高宮崎支決平成16年12月9日判タ1210号86頁、最決平成18年1月30日判タ1210号84頁）、⑧名張事件第七次請求（名古屋高決平成18年12月26日判タ1235号94頁〔異議審〕、名古屋高決平成24年5月25日〈LEX/DB25481164〉〔差戻し後異議審〕、最決平成25年10月16日〈LEX/DB25445953〉〔特別抗告審〕）などである。これらの裁判例はいずれも白鳥・

財田川決定を引用し、これに依拠する形をとっている。それにもかかわらず、なぜ再審開始に向けた動きが減速してしまったのか。その原因のひとつとされたのが、新旧証拠の総合評価のあり方、とりわけ、旧証拠の証明力を再評価する具体的な手法の問題であった*11。

本来、新旧証拠の「総合評価」とは、新証拠が直接に立証する事項（立証命題）に関係する旧証拠だけでなく、その他すべての旧証拠も含めて全面的に、新証拠による影響も含めた証明力の再評価を行うことが許されると理解されていた。たとえば、新証拠が自白の信用性に関するものであるとき、再審請求審での総合評価にあたっては、旧証拠のうち自白だけでなく、自白の信用性が弾劾されたことを前提に、他の旧証拠についても、確定判決の評価に拘束されることなく、証明力の再評価が行われることになる（全面的再評価説）。

これに対して、新証拠が直接証明する事項に係る旧証拠の証明力について再評価が許されるが、その他の旧証拠は再評価の対象とする必要はないとする考え方がある（限定的再評価説）*12。そして、白鳥決定を引用しつつも再審開始に消極的などの裁判例には、明白性を論じる際に、新証拠がその直接の立証命題に関する旧証拠の証明力を揺るがすか否かのみを論じたように見えるものがあった*13。これらを捉えて、全面的再評価を前提としたはずの白鳥決定は、その後の裁判例によって限定的再評価説へと読み替えられてしまい、明白性の判断方法をめぐる判例には、その前後で断絶が生じているとして厳しく批判されている*14。

確かに、旧証拠の証明力について限定的再評価説によるとすれば、白鳥決定がいうところの総合評価はその価値を大きく失うことになる*15。その意味で、この批判は極めて正当なものである。ただ、一連の裁判例を限定的再評

*11 水谷規男「再審法理論の展望」村井敏邦ほか編『刑事司法改革と刑事訴訟法』1049頁以下（日本評論社、2007年）。

*12 田崎文夫「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇昭和50年度』82頁以下（法曹会、1978年）。白鳥決定の調査官解説であることから、事実上の強い影響力を持った。

*13 特に顕著なものとして、マルヨ無線事件（最決10年10月27日刑集52巻7号）、名張事件第6次請求など。

*14 川崎英明『刑事再審と証拠構造論の展開』5頁（日本評論社、2003年）、水谷・前掲注[11]1059頁など。

*15 小田中聰樹『誤判救済の課題と再審の理論』69頁以下（日本評論社、2008年）。

備説によるものと理解し、白鳥決定からその後の判例実務が「断絶」「変質」したという位置づけを固定化すれば、現在における実際の再審請求において新旧すべての証拠の総合評価を求めることは現実的に不可能という結論になってしまう危険がある。これを避けるためには、むしろ白鳥決定が示した新旧証拠の総合評価と、限定的な再評価に止まっているかのように見える「断絶」後の裁判例における法解釈を整合的に説明する方向性を模索する必要がある。このことによって、白鳥決定が明らかにした総合評価・全面的再評価という考え方を、今なお生きている判例法理として現実の再審請求の中で活かしていく方法を模索すべきであろう。

この観点から、大崎事件弁護団が第2次再審請求以降、その主張の基礎としたのが二段階説と呼ばれる考え方である^{*16}。二段階説によれば、再審請求審においては、まず、新証拠がその立証命題に関連する旧証拠の証明力を減殺する効果を持つかどうか問われる。そして、この意味での減殺効が新証拠に認められるならば、次の段階へ進み、新証拠の立証命題と無関係に新旧すべての証拠を総合的・全面的に再評価して、合理的な疑いが生じるかどうかを検討することになる。もしも、新証拠がその立証命題に関連する旧証拠の証明力に対して何らの減殺効も有していない場合は、その時点で明白性は否定される。その限りで見れば、旧証拠の再評価は、新証拠の立証命題に関係するものに限定される。ただ、それはあくまでも、「新証拠は、立証命題を同じくする旧証拠の証明力を僅かでも減殺できるものでなければならない」というだけのことであり、限定的再評価説のように新証拠のみで「合理的な疑い」を生じさせることを要求するものではない。減殺効があれば、その先はあくまでも新旧全証拠の全面的な総合評価・再評価を行うのである。

この二段階説に対しては、第一段階の判断において新証拠とその立証命題に関連する旧証拠のみを検討するため、一見すると従来の限定的再評価説と

*16 佐藤博史「再審請求における証拠構造分析と証拠の明白性判断」『松尾浩也先生古稀祝賀論文集下巻』643頁以下（有斐閣、1998年）、同「再審請求における証拠の明白性判断—限定的再評価と全面的再評価」『河上和雄先生古稀祝賀論文集』（青林書院、2003年）、同『刑事弁護の技術と倫理』339頁以下（有斐閣、2007年）。これを支持するものとして、門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題—デュプロセスの観点から」原田退官記念『新しい時代の刑事裁判』161頁（判例タイムズ社、2010年）、田口守一『刑事訴訟法（第6版）』474頁（弘文堂、2012年）。

の区別がつきにくいことや「断絶」後の再審開始に消極的な裁判例の判断を結論も含めて正当化するかのように見えてしまうことから、厳しい批判が存在する^{*17}。そして、再審の活性化を求める学説の多くは、証拠の明白性を判断するにあたっては、新証拠があれば直ちに新旧証拠の総合評価が行われるべきであるとして、新証拠自体の減殺効を総合評価の前提として論じることを否定する。これを前提として有力に展開された学説が明白性の判断手法としての「証拠構造論」（証拠構造分析と明白性判断を一元化する考え方）である。証拠の明白性は、まず確定判決の証拠構造分析によって再審請求審の判断対象を画定したのち、旧証拠の再評価と新旧証拠の総合評価を行い、確定判決を支える証拠構造が揺らぐかどうかによって判断されるとするものである^{*18}。この見解によれば、新証拠そのものは「藁一本」の価値であっても差し支えないことになり、請求人から見た弾行対象が明確化され、総合評価の内容を可視化するメリットがある。再審請求審が旧証拠の説明力をかさ上げして評価することにより確定判決を維持することを抑制するためにも有効であろう。

ただ、この見解が白鳥決定の判定法理の一部として裁判実務の中に定着する兆しを現時点で見出すことは困難である^{*19}。そして、現実の再審請求においては、現に裁判所がどのような理論構成によっているかを直視したうえでの立論が不可欠である。裁判所の立場を客観的に理解するためには、白鳥決定とその後の「断絶」以降の裁判例をできる限り矛盾なく説明できる解釈をとることが重要である^{*20}。真にあるべき法解釈の探究と、裁判所で現に活かしている判例法理の認識を前提とする実践的な理論構築両立不可能なものではない。現実の再審請求における、さしあたっての有効性という観点からは、後者のアプローチで総合評価・全面的再評価を具体的に実現するための理論

*17 富田真「刑事再審における明白性批判の構造」小田中古稀『民主主義法学・刑事法学の展望（上）』394頁（日本評論社、2005年）。

*18 川崎・前掲注 [14] 書87頁以下、大出良知「刑事再審の理論状況と課題」法律時報61巻9号頁（1989年）など。証拠構造論をめぐる論議とその意義については、光藤景皎『刑事証拠法の新展開』230頁以下（成文堂、2001年）。

*19 中谷雄二郎「判解」『最高裁判所判例解説刑事篇平成9年度』30頁（法曹会、2000年）、村岡啓一「再審判例に見る明白性の判断方法」自由と正義56巻12号21頁（2000年）、池田修・前田雅英『刑事訴訟法講義（第5版）』551頁（東大出版会、2014年）。

*20 佐藤・前掲注 [16]『刑事弁護の技術と倫理』361頁。

構成が模索されることになろう。大崎事件弁護団が二段階説による裁判所の対話を模索したねらいはこの点にある*21。ただし、二段階説には新証拠の滅殺効を否定することによる門前払いの危険がある。裁判所が過度な滅殺効を要求することにより結果として孤立評価説へと「逆流」しないよう十分警戒しつつ、白鳥決定が示したはずの全面的再評価を実現するための主張として展開されなければならない。

4. 再審実務の現状

(1) 「冬の時代」の終焉か？

次に、わが国の再審の状況について、時系列を遡りつつ現状を俯瞰する。前述のとおり、白鳥・財田川決定によって、明白性の要件について伝統的な理解が否定され、再審を開始しやすくする方向に向けて「開かずの扉が緩やかに開かれ始め」、再審の新しい流れが生まれた。しかし、前述の通り、1990年代以降、再審を否定する裁判例が相次ぎ、再審は「冬の時代」を迎えることになる。大崎事件第一次再審請求の即時抗告審が鹿児島地裁での開始決定を取消したのもこの時期にあたる。同じように再審開始が即時抗告審において取り消された事例として、日産サニー事件が挙げられる。こうした状況に対しては、先述のような理論面での批判的分析が行われたが、そこで提唱された理論が判例実務を直接に変革するには至らなかった。その後、裁判員裁判の導入に象徴される「平成の司法制度改革」によって日本の刑事司法の姿は大きく変容した。しかし、この法改正を伴う大改革においても、再審の要件や請求審の手続きについては、何ら手が加えられないまま、取り残された*22。

*21 もっとも、二段階説に対しては、白鳥決定以降の裁判例における判断の構造を正しく説明するものではないとの内容的・客観的な批判が提起されている。中川孝博「布川事件最高裁決定の意義－最高裁判例における明白性判断の動的性格」村井敏邦先生古稀『人権の刑事法学』767頁以下（2011年、日本評論社）、豊崎七絵「最近の再審開始決定における証拠の明白性判断の論理について」季刊刑事弁護74号87頁（2013年）。再審弁護における実践的な理論構築の前提となる分析に関する指摘として重要であり、大崎事件との関連でも検討の必要がある。

*22 「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度－」（2001年6月12日）は、刑事訴訟における再審に関する提言・記述を含んでいない。さらに、2011年に

ところが、こうした状況に、近年、変化が起きつつある。①布川事件（水戸地土浦支決平成17年9月21日〈LEX/DB28135321〉）、②足利事件（東京高決平成21年6月23日東高刑時60巻1=12号91頁）、③東住吉事件（大阪地決平成24年3月7日〈LEX/DB25480890〉）、④東電OL殺人事件（東京高決平成24年6月9日高刑集65巻2号4頁）、そして⑤袴田事件（静岡地決平成26年3月27日判例時報2235号113頁）と、再審開始決定が相次いだのである。再審は、失われた10年を経て、再び新たな流れを作り始めたかのように見える^{*23}。

再審開始の要件について裁判所に理論的な変動があったわけではないにもかかわらず、なぜこのような状況が出現したのかについては、慎重な検討が必要であろう。各事件で再審開始に結びついた「決め手」も一様ではない。ただ、いくつかの事件に共通する重要な要素を挙げるとすれば、①DNA型鑑定が新証拠として活用され、その証明力が高く評価されたこと、②再審請求審の手続きにおいて証拠開示が積極的に進められたこと、③自白や目撃証言などの供述証拠に対して、経験科学的な知見も踏まえた分析的な評価手法が用いられたことなどを挙げることができよう。

しかし、こうした「新しい流れ」にすべての事件が乗っているわけではない。一度は再審開始決定が出されたものの、異議審において取り消された福井女子中学生殺人事件（名古屋高決平成25年3月6日〈LEX/DB25505927〉）、死刑事件の再審請求でにおいてDNA鑑定が新証拠として用いられたにもかかわらず棄却された飯塚事件（福岡地決平成26年3月31日〈LEX/DB25503208〉）、恵庭殺人事件（最決平成26年4月21日〈LEX/DB25503393〉）、そして大崎事件第2次再審請求の各決定が存在している。

では、前述の「新たな流れ」は、特別な性質を持つ個別事案の成果に過ぎなかったのであろうか。足利事件、東電OL殺人事件、袴田事件が、DNA型鑑定の結果が被告人と犯人の同一性を否定した事案であった。このことから、

設置された法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会による刑事訴訟法改正に向けた答申（2014年9月18日）においても、再審については、請求審における証拠開示の是非につき両論が併記されたのみであり、具体的な改革に向けた方向性は示されなかった。

*23 中島宏「再審は動きはじめるのか」法学セミナー 686号30頁以下（2012年）。

再審開始が相次いだのは DNA 型鑑定の功績に過ぎないのであって、大崎事件のように被告人と犯人を結びつける証拠は供述以外に何もなく、様々な間接証拠からの推認の積み重ねのみによって確定判決の有罪心証が形成された事案（いわゆる「柔構造」のケース）は、「新しい流れ」とはそもそも無関係であったとの見方もあるかもしれない^{*24}。しかし、大崎事件における第二次再審請求までの経緯と成果を個別に見れば、結果において再審開始には結びつかなかったものの、「新しい流れ」の中に位置づけるべき要素は確実に存在しているのである。以下で具体的に述べる。

（２）再審請求審における証拠開示

近時の再審事件において手続上の争点となったのが、再審請求審における証拠開示の問題である。被告人と検察官とでは証拠の収集能力に圧倒的な差があることから、被告人に有利な証拠が検察官の手元に眠っている、あるいは意図的に隠されている可能性があり、誤判を防ぐためには、これを被告人・弁護人に開示することが極めて重要である。このことは、通常審であろうと、誤判からの救済を目指す再審であろうと、本質的に何ら変わらないはずである。しかし、従来、再審請求審における証拠開示の問題は必ずしも活発に論じられてはこなかった。再審請求は、救済を求める側による新証拠の発見を前提とする手続きであることから、実務においても十分に争点化されることがなく、裁判所も積極的ではなかったのである。

ところが近年、袴田事件、東電 OL 殺人事件を始めとする多くの再審請求において、裁判所が検察官に対して積極的に証拠の開示を求める運用を行った^{*25}。その背景としては、まず、司法制度改革によって、通常審における公判前整理手続きの中に証拠開示の制度が整えられたことが挙げられる。そして、通常審における証拠開示をめぐる議論では、開示を抑制する根拠として、罪証隠滅のおそれや関係者のプライバシー侵害など開示による弊害が強調さ

*24 この視点による分析として、新屋達之「最近の 6 再審請求審判断をどうみるか」季刊刑事弁護79号86頁以下（2014年）。

*25 証拠開示に至るまでの経緯については、秋元理匡「布川事件—雪冤にかけた44年」法学セミナー 686号33頁（2012年）、神田安積「東電 OL 事件—再審開始・早期釈放の実現へ」同38頁など。

れており、公判前整理手続きにおける証拠開示の規定も、開示の必要性和弊害の双方を考慮して相当な場合に限って個別に開示を認めるものとなっている。しかし、すでに確定判決を経た再審においては、そのような弊害はほとんど観念することができないだろう^{*26}。さらに、検察官と被告人・弁護人が訴訟当事者として対峙する通常審とは異なり、再審は、その制度趣旨に照らせば、無辜の救済のために検察官に公益の代表者としての役目が強く要請される場面であり、検察官手持ち証拠の開示は、通常審よりもむしろ構造的に馴染むものである^{*27}。再審請求審における証拠開示に裁判所が積極方向に舵を切ったのは、一時的な機運ではなく、理論的な背景を持った必然的な流れだといえよう。

とはいえ、再審請求審の審理手続きについては刑事訴訟に具体的な規定がないことから、証拠開示についても裁判体ごとの方針の違いが見受けられ、事件ごとの格差が浮き彫りになっている^{*28}。大崎事件第二次再審請求においても、鹿児島地方裁判所は証拠開示の勧告等に消極的な姿勢を示し、棄却決定の傍論において「本件再審請求は、第1次再審とは別の新規明白な証拠の存在を再審事由としているはずであり、第1次再審当時の検察官の収集資料が直ちに本件再審請求の判断に有益であるとはいい難く、むしろ、同標目の開示は第1次再審の不当な蒸し返しにもつながりかねない。そうすると、検察官に対して証拠の標目の開示を命じることが、必要であるとも、相当であるともいえない」と述べた。しかしいし、第一次再審請求時の収集証拠を開示の対象から外す考え方は、明白性につき総合評価説に立つはずの判例法理と矛盾するものであろう。これに対し、即時抗告審においては、福岡高裁宮崎支部が203点に及ぶ証拠を開示した^{*29}。再審請求審における証拠開示をめぐる「新しい流れ」を決定づける特筆すべき成果であったといえよう。

*26 斎藤司「再審における証拠開示」法学セミナー 2013号25頁（2013年）、指宿信『証拠開示と公正な裁判[増補版]』256頁（現代人文社、2014年）。

*27 指宿・前注253頁、斎藤司『公正な刑事手続と証拠開示請求権』397頁（法律文化社、2015年）。

*28 鴨志田祐美「大崎事件・裁判所の『裁量』と『再審の格差』問題」季刊刑事弁護 105頁（2013年）。

*29 即時抗告審における積極的な訴訟指揮について、泉武臣「大崎事件」季刊刑事弁護 121頁（2014年）。

(3) 供述の心理学的分析

次に、再審をとりまく近年の状況のうち、大崎事件と関連が深いものとして、供述証拠の評価に心理学の知見を応用していこうとする流れがある。刑事裁判における証拠の証明力の判断は、補強法則など法定されている一部の例外を除き、基本的には裁判官の自由な心証に委ねられている（刑訴法317条）。そのことから、従来は、自白や目撃証言など供述証拠の信用性についても、裁判官の直感や印象にもとづいた判断がなされてきた。しかし、誤判原因の研究が進むにつれて、供述証拠の信用性を正しく判断するためには、供述内容の変遷や客観的証拠との整合性など精緻に分析し、客観的な評価に耐えうる判断方法を確立しなければならないとの認識が定着する。第一には、信用性の判断方法を一定のルール、注意則として具体化する動きとして現れる。そして第二には、その判断方法の正しさを心理学など経験科学・人間科学の知見を裁判の中に導入することによって担保しようとする動きにつながる。

法学や法実務に心理学などの知見が応用可能であることは、近年ではごく一般的に認識されるようになった。もっとも、両者の架橋が一朝一夕になされるはずがなく、その取り組みはすでに古く長い歴史を有していることをここでは強調しておきたい^{*30}。法心理学、裁判心理学と題した研究書は、古くは1950年ころから刊行されている^{*31}。また、1959年の時点ですでに司法研修所は「供述心理」と題した教材を作成し、法曹養成や裁判官研修の現場において活用している^{*32}。そして、1990年代までには、甲山事件など具体的な冤罪事件の救済に心理学者が関与する事例が出現する^{*33}。そして、2000年には、全国の法学研究者、心理学研究者、法律実務家によって「法と心理学会」が設立され、今日まですでに15年の歩みを続けている。わが国の科学研究に対

*30 法と心理学に関する研究の歴史について、村井敏邦「刑事司法における心理学の活用可能性について」同編『刑事司法と心理学－法と心理学の新たな地平線を求めて』3頁以下（日本評論社、2005年）。

*31 たとえば、植松正『裁判心理学の諸相』（有信堂、1958年）、西村克彦『法心理学の課題』（日本評論社、1955年）など。

*32 司法研修所『供述心理（事実認定教材シリーズ第1号）』（1959年）。

*33 具体的事件との関わりの中から生まれたこの時期の代表的な研究の例として、浜田寿美男『自白の研究』（新版、北大路書房、2005年）がある。

する最もポピュラーな公的受精金である科学研究助成費の配分においても、新学術領域「法と人間科学」という大きなプロジェクトが組織され、研究者や実務家のネットワークが構築されている^{*34}。このようにして、法心理学は独自の学術領域として確固たる地位を築くに至ったり、その知見を裁判実務に応用することの有用性は、すでに多くの法律家にとって常識の域にあるといっても過言ではない。大崎事件第二次再審請求即時抗告審において、弁護人が新証拠として提出した心理学鑑定について、鹿児島地裁は、鑑定人の証人尋問を行うことなく、「鑑定書の結論は、供述心理学の立場からの一つの見解としては傾聴に値するといえても、本件再審請求における証拠価値は相当に限定的にみるほかになく、これがA及びBの供述の信用性を揺るがすとは到底考え難い」と述べて、その証拠価値を端的に否定した。これに対して、即時抗告審が心理学者2名の証人尋問を行ったうえで、棄却決定において心理鑑定が供述の信用性評価に与える影響を肯定する判断を示したのは、このような土台の上にある。

5. 大崎事件再審請求の到達点と課題

最後に、以上のような再審の理論面、事実面における現況の中で、大崎事件再審請求の到達点と課題をどのように認識して位置づけるべきかを検討する。第2次再審請求は、結果として再審開始には至らなかったが、その過程における一定の成果を見出すことができる。まず、第二次再審請求に対して、裁判所は、古典的な限定的再評価説ではなく、弁護団の主張を踏まえ、新証拠である心理鑑定が「共犯者」供述の証明力を減殺する力をもつことを踏まえ、新旧証拠の総合評価を行っている。

また、前述のとおり、即時抗告審において心理学鑑定について鑑定人の尋問が実施されており、このこと自体が画期的な出来事として評価されるべきである。その上で、①新証拠である心理鑑定に共犯者とされた人の供述の信用性を

*34 平成23-27年度科学研究費補助金（新学術領域研究）「法と人間科学」＜研究代表者・仲真紀子・北海道大学教授＞。プロジェクトの概要については、ウェブサイト＜<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/>＞を参照のこと。

減殺する力を認めたうえで全証拠の総合評価へと進み、②総合評価の場面においても、心理学鑑定の結果を踏まえてそれらの供述の「信用性はそれ自体からでは必ずしも高いとまではいえない」と述べている。心理学鑑定による供述の信用性の弾効を相当程度まで認めたという点で、この判示には大きな意味があった。

さらに、手続面においても、即時抗告審は証拠開示に積極的な姿勢を示し、検察官への勧告を経て多数の証拠が開示された。近時の再審における新たな流れに連なるものである。開示された証拠が直ちに再審開始には結びつかなかったが、これららの開示証拠の存在は第三次請求においてなされるであろう総合評価において意味を持つ可能性がある。

このように、大崎事件第二次再審請求は、その結論は再審請求を棄却するものであったけれども、再審に関する法理論の発展や、近時の再審をめぐる新しい流れを一定程度踏まえたものであったことに留意する必要がある。もちろん、第二次請求での判断方法や手続きの運用は、第三次請求を審理する裁判体を拘束するものではない。しかし、ここで述べたような背景を正しく踏まえるならば、上記のような（限定的な意味での）「到達点」は第三次請求においても引き継がれるべきである。

しかしながら、第二次再審請求における裁判所の判断は、大きな問題を残している^{*35}。第一に、即時抗告審における棄却決定では、「共犯者」のうちA・B両名の信用性が心理学鑑定によって大きく揺らいだにもかかわらず、結果としては、犯行の前後に被告人と「共犯者」らの会話を聞いたというB氏の妻とC氏の供述によってその信用性を増強し、肯定している点である。そのような「かさ上げ」が理論的に許容しうるかどうかは検討の必要がある^{*36}。第二に、即日抗告審における棄却決定は、新証拠として提出された法医学鑑定の減殺効を否定したが、心理学鑑定によって共犯者供述の信用性が減殺された後の総合評価において、これら法医学鑑定の存在何ら考慮していない点に問題があった。

*35 第二次再審請求即時抗告審決定の評釈として、豊崎七絵「判批」法律時報87巻10号116頁（2015年）。

*36 川崎・前掲注 [14] 19頁、光藤景皎「再審における証拠の総合評価」法律時報64巻8号26頁（1992年）など。

これらを受けて、第三次再審請求では、B氏の妻についての心理学鑑定と死因に関する新たな法医学鑑定が新証拠として提出された。いずれもその立証命題である死因や供述の信用性に対する減殺効も認めることは容易であるから、新旧すべての証拠に対する総合評価・全面的再評価が行われることになるだろう。その際に、各新証拠が分断的に評価されてはならない。また、二次再審請求における即時抗告審が示した姿勢を引き継ぎ、今日の刑事裁判における心理学的知見の意義を正しく認識した評価が行われるべきである。

6. おわりに

以上で述べてきたとおり、大崎事件再審請求は、再審をめぐる理論と実践の集積を正しく反映したものである。したがって、この再審請求は、ひとつの事件の帰趨を超えて、近年における再審の「新たな動き」の行方を見定める極めて重要なケースとなる。またそれは、再審のみならず、日本の刑事裁判における事実認定の適正化・科学化を定着させていくための試金石ともなろう。今後の審理の経過を注意深く見守っていく必要がある。